○国家公安委員会告示第二十八号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　酒井　剛

㈡　変更後の代表者の氏名　中島　俊明

二　変更を行った年月日　平成二十八年五月二十六日

○国家公安委員会告示第二十九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月八日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

一　公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　亀森　敏宏

㈡　変更後の代表者の氏名　松尾　茂樹

二　変更を行った年月日　平成二十八年五月二十六日

○金融庁告示第三十四号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月二十五日から適用する。

平成二十八年七月八日

金融庁長官　森　信親

第五条の表銀行代理業者の欄中「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行」を「株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　株式会社三井住友銀行」に改め、「イオン住宅ローンサービス株式会社」を削る。

○金融庁告示第三十五号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月八日

金融庁長官　森　信親

許可番号　関東財務局長（銀代）第二百四号

銀行代理業者名　イオン住宅ローンサービス株式会社

主たる営業所又は事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

許可年月日　平成二十五年二月十九日

所属銀行の商号　株式会社イオン銀行

失効年月日　平成二十八年五月一日

○法務省告示第三百八十一号

千葉県茂原市茂原五百二十一番地　山形己太郎

群馬県桐生市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、桐生市役所又は前橋地方法務局桐生支局に照会すること。

平成二十八年七月八日

法務大臣　岩城　光英

栃木県足利郡菱村大字黒川二千百六十九番地

木村　清

○法務省告示第三百八十二号

千葉県茂原市茂原五百二十一番地　山形己太郎

○法務省告示第三百八十三号

兵庫県赤穂郡上郡町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月八日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、赤穂郡上郡町役場又は神戸地方法務局龍野支局に照会すること。

平成二十八年七月八日

法務大臣　岩城　光英

兵庫県赤穂郡船坂村高山八百二十七番地　中江　一也

○法務省告示第三百八十四号

高知市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年七月八日

法務大臣　岩城　光英

高知県高知市福井町四百六十番地　上田　忠男

○法務省告示第三百八十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年七月八日

法務大臣　岩城　光英

住所　東京都中央区日本橋箱崎町41番６―1105号

許由行　昭和50年４月19日生

住所　東京都稲城市平尾２丁目93番地17

徐朋枝　昭和60年７月11日生

住所　群馬県太田市内ケ島町1416番地２

アラン・エイジ・ハラダ　昭和63年１月14日生

住所　奈良市中登美ヶ丘４丁目２番地

朴梨花　昭和46年６月18日生

住所　奈良市西大寺東町１丁目１番23―729号

朴美花　昭和47年11月８日生

住所　東京都世田谷区南烏山２丁目３番７―401号

金誠順　昭和59年５月２日生

住所　東京都板橋区小豆沢４丁目18番18号

ヘレン・チアキ・イマノブ　平成３年11月25日生

住所　岐阜県可児郡御嵩町御嵩1822番地405

李明恵　昭和53年６月１日生

住所　岐阜市上西郷１丁目89番地６

フリオ・アレクサンデル・フロレス・デスポソリオ　昭和60年２月９日生

住所　相模原市中央区青葉２丁目１番14―１号

黄愛理　昭和57年５月９日生

住所　静岡市清水区蒲原新田２丁目５番16号

エリカ・マリー・カブレ・サカイ　平成２年３月８日生

住所　和歌山市吉田332番地

金千夏　平成３年９月12日生

住所　広島県東広島市八本松町原2306番地

李卓　平成６年６月２日生

住所　千葉県佐倉市田町45番地１

崔有辰　昭和55年４月４日生

住所　山口県岩国市青木町３丁目44番５号

クリスティナ・ナオミ・カワニシ　昭和50年６月17日生

住所　東京都江戸川区小松川２丁目３番１―1207号

趙一沢　平成12年６月22日生

住所　静岡県磐田市福田中島952番地５

ジェラルディン・ペラスコ・サノ　昭和55年６月30日生

アイス・ペラスコ　平成11年11月９日生

住所　浜松市中区中央３丁目７番１―1008号

李惠美　平成３年７月31日生

住所　横浜市港北区篠原町1005番地１

薛建輝　昭和55年５月19日生

住所　横浜市戸塚区平戸町1174番地１

斉宗華　昭和49年７月12日生

住所　名古屋市瑞穂区萩山町２丁目78番地１

趙範子　昭和56年４月24日生

住所　愛知県知多市にしの台１丁目1507番地

ブライアン・アルバリダ・ツゲ　平成８年９月14日生

住所　福岡市博多区石城町16番23―305号

巽一真　平成元年６月７日生

住所　愛媛県新居浜市萩生1322番地１

裵昌子　昭和51年12月７日生

住所　東京都杉並区下高井戸２丁目１番14号

呂妍　昭和55年３月11日生